

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令案要綱

第一 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示について所要の改正を行うこと。（本則関係）

第二 石油コンビナート等特別防災区域のうち、酒田地区について区域の指定を解除すること。（別表関係）

第三 この政令を公布の日の翌日から施行すること。（附則第一項関係）

第四 罰則の適用について所要の経過措置を定めること。（附則第二項関係）

第五 広域共同防災組織を設置することができる区域について所要の改正を行うこと。（附則第三項関係）